

災害時における避難対応について(地震)

避難情報の伝達は、市の責任において行いますが、地震が起きた場合は、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意してください。
万が一の場合に少なくとも3日間、できれば1週間程度は自活できるよう、備蓄品を準備し、避難の際には必要なものを持参しましょう。
また、市民の皆様におかれましては、下記について、ご協力くださるようお願いいたします。

地震の状況	小・中・総合支援 高等総合支援学校	保育園・幼稚園・認定こども園	児童館(児童クラブ)
<p>《震度5強以上の地震発生》</p> <p>○震度5強以上の地震を観測した地域において</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">市は避難所を開設</div> <p>震度にかかわらず、被害の大きい地域においては「避難指示」が出される場合があります。</p>	<p>＜児童生徒在校中＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①教育活動を打ち切り、児童生徒の安全を確保する。 ②保護者に連絡し、児童生徒の迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまでは、児童生徒を学校で預かる。 <p>＜学校始業前＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当日は休校とする。 ②各家庭の状況に応じて児童生徒を学校(避難所)に避難させてよいことを連絡する。 その場合は、保護者が学校へ送ってくることをとする。 <p>※なお、震度5弱以下の場合は、児童生徒及び施設の安全を確保した上で、原則として教育活動を継続する。 (各学校の状況により、時程変更や給食を実施しない場合は、保護者にその旨を連絡する。)</p>	<p>＜園児在園中＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①園児の安全を確保する。 ②保護者に連絡し、園児の迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまでは、園児を園で預かる。 ④園の安全について確認する。 危険と判断した場合は、指定された避難所に園児とともに移動し、保護者に避難所への迎えを要請する。 ⑤保護者が迎えに来るまでは、避難所で保育を継続する。 <p>＜園開園前＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当日は休園とする。 ②休園になることを、保護者に連絡する。 <p>※なお、震度5弱以下の場合は、園児及び園の安全確認のうえで、原則として通常保育を継続する。(必要に応じて保育の時程変更の有無を保護者に連絡する。)</p>	<p>＜開館時間中＞</p> <p>●児童館(児童クラブ)が避難所内の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童の安全を確保する。 ②保護者に連絡し、児童の迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまでは、児童を児童館(児童クラブ)で預かる。 <p>●児童館(児童クラブ)が避難所内でない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童の安全を確保する。 ②施設の安全について確認する。 安全と判断した場合は、保護者に連絡し、児童館(児童クラブ)への迎えを要請する。 危険と判断した場合は、指定された避難所に児童とともに移動し、保護者に避難所への迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまでは、児童を児童館(児童クラブ)又は避難所で預かる。 <p>＜開館時間前＞</p> <p>当日は、児童館を休館、児童クラブを休止とする。</p> <p>※なお、震度5弱以下の場合は、小学校が休校・保護者引渡下校の場合に休館(休止)とする。 また、土曜日・長期休業日等の小学校休校日で震度5弱以下の場合は、児童及び施設の安全を確保した上で、原則として児童館及び児童クラブの実施を継続する。(必要に応じて時程変更の有無を保護者に連絡する。)</p>